

(様式3)

2020年度 ながさきめぐりあい応援隊 参加申込にかかる誓約書

年 月 日

ながさきめぐりあい事務局 御中

団 体 名

代表者氏名

印

応援隊募集要項に従うとともに、以下の事項を厳守することを、ここに誓約します。
本誓約に反した場合には、応援隊の登録を抹消されても異議ありません。

記

1. イベント企画毎に、所定の報告業務を遺漏なく行うこと。
 - イベント終了後は、7日以内に参加人数等イベント概況の報告書を提出すること。なお、安全かつ安心できるめぐりあい事業を推進するため、トラブルや参加者のクレーム事例についても記入すること。
 - イベントを中止する場合は、申込者に迅速・確実にその旨を連絡するとともに事務局にも報告すること。
 - 参加者が事務局に支払う参加費の収納代行事務を遺漏なく行い、イベント実施後10日以内に事務局へ届けること。収納漏れが生じた場合には、該当金額を応援隊の負担で、責任を持って事務局に支払うこと。
2. 参加者の安全確保に努め、イベントの主催者として適切かつ健全なイベントを実施すること。
 - イベントの企画内容は、参加者にとって安全かつ安心して参加できるものであり、過度な演出等、社会通念に照らして適当ではないと認められる内容を含まないこと。
 - 特定の商品の販売・販売の斡旋、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
 - 参加者からの苦情等については、誠意を持って対応すること。
 - 【すべてのイベント参加者から所定の宣誓書を記入させる】【事前の案内状（郵送・メール含む）送付による参加可否通知】【イベント当日の受付時の身分証明書の提示要求】等、めぐりあいの手順を遵守すること。
 - 電話等により直接申込みがあった場合には、ホームページ上のフォームを通じた申込みを指示すること。
 - イベント掲載内容については、イベントの詳細・案内のみを記載すること。自社のPR、自社URLの貼付、自社HPへはリンクしない。
 - メールマガジンの発行は、1イベントにつき、イベント公開時に1回配信する。応募の状況により、追加募集（メールマガジン増刊号の発行）も可能。ただし、追加募集時は、1イベントにつき、配信は2回までとする。
 - 参加者が支払う事務局への手数料は一人当たり800円とするが、イベントに参加しない（キャンセル料が発生する）場合は、参加申込者からキャンセル料を徴収する場合は、応援隊が設定する参加費から算出するキャンセル料のみとし、手数料800円は含めないでください。800円は徴収しない（キャンセル料に800円は含めない）。

3. 個人情報には細心の注意を払い、個人情報保護法および長崎県個人情報保護条例の規定の範囲を超えた利用をしないこと。
 - 個人情報の管理・破棄を徹底すること。原則として、1 イベントで取得した個人情報は、そのイベント限りで破棄すること。申込みメール、送信メール、受信メール等、全てを完全に破棄すること。破棄した旨は、報告書に記載して報告すること。
 - 参加者の個人情報については、事前・事後を問わず、参加者からの問い合わせには答えないこと。(参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。)
 - イベント開始冒頭には、参加者間の個人情報交換は自己責任で行うこと、消極的な参加者に執拗に情報交換を迫らないことを徹底すること。
 - 参加者の個人情報については、「ながさきめぐりあい」を通じて知り得た情報であるため、「ながさきめぐりあい」とは関係のない、応援隊独自のイベント等に使用しないこと。
 - 応援隊独自のイベントの案内等の目的のため、めぐりあいイベント参加者の個人情報を取得してはならない。

4. 団体について、以下にあげる欠格条項等に該当しないこと。
 - 結婚斡旋等により対価を得ること。
 - 宗教活動や政治活動を主たる目的としていること。
 - 暴力団、またはその関係者が統制する団体でないこと、又は暴力団もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体であること。
 - 「めぐりあい応援隊」を抹消された団体またはその関係者が運営に関係していない団体等であること。

以上